

大磯町いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月

(平成 30 年 8 月改定)

大磯町・大磯町教育委員会

〈目 次〉

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめに対する基本認識	2
3 いじめ対策の基本理念	3
4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方	3
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの早期対応・解消	
(4) 学校と家庭との連携	
(5) 関係機関の連携	
(6) 学校と地域との連携	
II 基本的施策・措置	7
1 大磯町として実施する施策	7
(1) 相談・通報体制の整備	
(2) 学校、家庭、地域、関係機関、団体等との連携	
(3) 人材の確保及び資質の向上	
(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
(5) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動	
(6) 財政上の措置等	
2 大磯町教育委員会が実施する措置	8
(1) いじめの未然防止のための措置	
(2) いじめの早期発見のための措置	
(3) いじめに対する措置	
(4) 家庭・地域・関係機関・団体との連携	
(5) 学校評価における留意事項	
3 学校が実施する措置	10
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	

- (2) いじめの未然防止のための措置
- (3) いじめの早期発見のための措置
- (4) いじめに対する措置
- (5) 家庭との連携
- (6) 関係機関との連携
- (7) 地域との連携
- (8) 学校評価における留意事項

Ⅲ 重大事態への対処 -----	14
1 いじめの重大事態 -----	14
2 大磯町教育委員会及び学校による対処 -----	15
(1) 重大事態発生への報告	
(2) 事実関係を明確にするための調査	
(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供	
(4) 調査経過及び結果の報告	
(5) 在校児童・生徒や教職員の心のケア	
(6) 調査結果の公表	
3 大磯町長による再調査等 -----	17
(1) 再調査の実施	
(2) 調査結果の報告	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置	
Ⅳ いじめの防止等を推進する体制 -----	20
1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 -----	20
(1) 組織の設置	
(2) 組織の構成員	
(3) 組織の役割	
2 大磯町いじめ問題等対策・調査委員会 -----	21
(1) 委員会の設置	
(2) 委員会の構成員	
(3) 委員会の役割	

はじめに

大磯町では、平成 23 年 9 月に大磯町自治基本条例を制定し、「町民の参画と協働によるまちづくり」を推進しています。この条例では、「大磯の次の世代を担う子どもたちが、夢や希望を抱き、健やかに成長することができるまちづくり」を「まちづくりの基本」の一つとしています。子どもたちが健康で、安心して生活できるまちづくりを推進することは、全ての町民の願いです。

いじめの問題への対処として、これまでも大磯町では、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、様々な取組を推進してきました。

しかしながら、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題はさらに複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等、新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめ根絶の視点からさらなる施策の推進や学校と町民との協働が必要になっています。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられました。法の規定に基づき文部科学大臣は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針（以下「国の基本方針」という。）を平成 25 年 10 月 11 日に策定しました。法第 12 条では地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されており、神奈川県は『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という。）を平成 26 年 4 月に策定しています。

これを受けて本町では、大磯町の子どもをめぐる様々な状況を踏まえ、大磯町におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、平成 27 年 3 月に『大磯町いじめ防止基本方針』（以下「町の基本方針」という。）を策定することとしました。

今般、法の施行から 5 年が経過し、国・県の基本方針が改定されたことから、その内容を反映させるため、町の基本方針も改定することとしました。

いじめの防止等の取組を効果的に進めていくためには、学校、関係機関・団体等が考え方を共有し、連携して取り組むことが必要です。さらには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する必要があります。

「参画と協働のまちづくり」を推進しようとしている本町において、町・学校・地域・家庭その他の関係者の理解と連携により、町の基本方針に基づいたいじめの防止等のための取組を推進していきます。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条に規定されているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を「いじめ」としてとらえます。

また、国の基本方針では、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当することか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。」と補足されています。

大磯町では、法の定義や国・県の基本方針に基づき、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、学校はもとより、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も以下のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

3 いじめ対策の基本理念

大磯の次の世代を担う子どもたちが、夢や希望を抱き、健やかに成長することができるまちづくりを目指し、心豊かで安全・安心な社会の形成に向けて、子どもと大人がともに当事者意識をもって、いじめの問題に取り組むため、次の5項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、町民（町内に住み、働き、学び、活動する者及び町内で事業を営む者）全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こり得ることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域、関係機関・団体、町、県および国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定し、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。

4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたって学校は、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、早期解決に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関・団体、地域と連携することが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校においては、いじめの未然防止に向けて、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にする心”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育むことが重要です。
- 学校は、子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、子どもが抱えている人格形成の問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力とそのもととなる性格形成等を様々な場面で育む観点も必要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 子どもが、自分の存在が大人から認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実する等、大人は子どもを支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう、取り組むことが重要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 教職員は、子どもの表情や態度のささいな変化に気づき、その変化がいじめによるものではないかという意識を持つことが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、例えば、いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合が考えられることも想定し、注意深く状況を把握

した上で、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。

- 学校は、定期的に行う教育相談やアンケート調査等によって、常に子どもの状況を把握するとともに、子どもが困った時に相談しやすい仕組みやいじめに対する声をあげやすい環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが必要です。
- 保護者や地域住民は、子どもにいじめのおそれがあると感じたときは、速やかに学校や関係機関等へ相談や通報をすることが必要です。
- 町は、国や県と連携して、社会全体で子どもをいじめから守るため、地域、家庭をはじめ町民全体に対して、子どものいのちを守る意識を持って取り組むよう、いじめに関する啓発を行う必要があります。

(3) いじめへの早期対応・解消

- 学校は、子どもたちが安全に安心して生活する環境をつくる責務があります。
- 学校及び学校の教職員は、在籍する子どもがいじめを受けている疑いがある時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- 学校は、管理職、学級担任、児童・生徒指導担当教職員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携し、個人が孤立したり情報を抱え込んだりしないよう、チームで組織的に対応していくことが必要です。
- いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処します。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。
- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。

- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
なお、いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(4) 学校と家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションを取ることが大切です。
- 学校は、いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組む必要があります。
- 学校及び学校の教職員は、いじめを受けた子どもに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安心安全な学校生活が送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校及び学校の教職員は、いじめを行った子どもに対して、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(5) 関係機関の連携

- いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくた

めには、状況に応じて医療や福祉などの専門機関と協力し、対処する必要がある。

- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 町は、日頃から関係機関・団体といじめ問題に対する連携の強化を図り、協力体制を構築しておく必要があります。

(6) 学校と地域との連携

- いじめの問題の解決にあたっては、塾やスポーツクラブ等子どもが関わっている集団やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- 学校やPTA、地域の関係団体等は連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな人間性の成長を促していくことが必要です。
- 学校や家庭、地域は協力し、子どもが様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広い大人から認められているという思いを得られるような体験活動等を工夫することも重要です。

II 基本的施策・措置

1 大磯町として実施する施策

(1) 相談・通報体制の整備

- 子ども、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図ります。
- 町や県・関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、必要に応じて連携を進めます。

(2) 学校、家庭、地域、関係機関、団体等との連携

- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、「大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会」や「大磯町青少年健全育成連絡会」、「中郡学校警察連絡協議会」、「大磯町PTA連絡協議会」、「大磯町要保護児童対策地域協議会」等を活用し、学校と関係機関・団体等の連携強化に努めます。
- 家庭や地域で子どもを見守るため、区長連絡協議会や民生委員児童委員協議会、人権擁護委員会、少年補導員連絡会、大磯町PTA連絡協議会、保護司会等諸団体に、町の基本方針を周知し、いじめの防止等のための連携した取組を依頼します。

(3) 人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保に努めます。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、企業等との連携による携帯電話教室の実施等により、子どもやその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。
- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動、技術・家庭等の授業や講演会等様々な場面を通じて、情報モラル教育を推進します。

(5) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動

- いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のため、子どもも大人もいじめとは何かを認識し、社会全体でいじめから子どもを守る意識を共有できるよう広報・啓発活動を行います。

(6) 財政上の措置等

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めます。

2 大磯町教育委員会が実施する措置

(1) いじめの未然防止のための措置

- 分かる、楽しい授業や児童・生徒が主体となって活躍できる特別活動を実践することにより、すべての学校で児童・生徒が自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりが進められるように、学校の取組を支援します。
- 地域に在住する豊富な知識や経験を有する人を指導協力者として依頼し、教育活動の一層の充実を図るとともに、生涯学習社会における地域・家庭・学校の連携を深めるために実施している「大磯町教育委員会地域ふれあい学習推進事業」を継続し、様々な人々との関わりの中で児童・生徒が育つようにします。
- 「大磯町教育委員会人権教育研究事業」をすべての学校で推進し、学校における人権教育が充実するように支援します。

- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、地域、関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導體制の支援を行うとともに、教員が行う業務の明確化等により教職員の業務負担の軽減を図ります。

(2) いじめの早期発見のための措置

- 子ども、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図ります。
- 教職員が日頃からアンテナを高く保ち、児童・生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、児童生徒指導関連の会議や学校管理職の会議等における情報提供等、教職員の資質能力の向上に向けた取組の充実に努めます。
- 教育支援員や心の教室相談員、指導協力員等の配置、ボランティアの活用等により、児童・生徒の生活を見守る体制の充実に努めます。
- 各学校が行う定期的ないじめアンケート調査、教育相談の実施状況や、いじめ問題への取組状況を、児童生徒指導関連の会議や学校管理職の会議等において把握に努めます。

(3) いじめの早期解決のための措置

- 学校から法第 23 条第 2 項の規定に基づくいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、法第 24 条の規定により、必要に応じて学校を支援し、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言を行います。また、必要だと判断した場合には、自ら調査を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者の間で情報を共有して対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や大磯警察署と連携して対処します。
- 事案により必要だと判断した場合、県教育委員会へ指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等から編成される「学校緊急支援チーム」の派遣を要請します。

(4) 家庭・地域・関係機関・団体との連携

- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、「大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会」や「大磯

町青少年健全育成連絡会」、「中郡学校警察連絡協議会」、「大磯町 PTA 連絡協議会」、「大磯町要保護児童対策地域協議会」等を活用し、学校と関係機関・団体等の連携強化に努めます。

- いじめの心身に及ぼす影響や、いじめに関わる相談制度等について、家庭に対して必要な情報のさらなる周知に努めます。

(5) 学校評価における留意事項

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込みの防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

3 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第 13 条では、すべての学校に対し、国の基本方針、県や町の地域基本方針を参考として、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることとしています。学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
- いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。

- 学校基本方針の策定、見直しに当たっては、保護者や地域の方等にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針とすることや、児童・生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童・生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにすることに努めます。

- 策定した学校基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開するとともに、児童・生徒やその保護者、地域の方々に説明するなど、共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たります。
- (2) いじめの未然防止のための措置
- 分かる、楽しい授業や児童・生徒が主体となって活躍できる特別活動を実践することにより、児童・生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められる自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりを進めます。
 - 地域に在住する豊富な知識や経験を有する人を指導協力者として依頼し、教育活動の一層の充実を図るとともに、生涯学習社会における地域・家庭・学校の連携を深めるために実施している「大磯町教育委員会地域ふれあい学習推進事業」を活用し、様々な人々との関わりの中で児童・生徒が育つようにします。
 - 「大磯町教育委員会人権教育研究事業」を活用し、人権教育の充実に努めます。
 - 児童会・生徒会活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努めます。
 - 教職員は、日頃の授業や特別活動を中心に、学校生活全体で日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気を醸成するように努めます。
 - 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
 - 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。
 - 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
 - インターネット上のいじめを防止するため、学級活動、技術・家庭等の授業や講演会等様々な場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。

(3) いじめの早期発見のための措置

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 教職員の資質能力向上のための校内研修会を設定することにより、児童・生徒が発する小さなサインも見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。
- アンケート調査に、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- いじめが疑われる兆候をキャッチした教職員は、直ちに関係する教職員と情報の共有を行います。

(4) いじめに対する措置

- 児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、及び児童・生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、直ちにいじめの防止等のための組織の会議を緊急開催し、情報を共有します。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- 事実の有無の確認を行う際には、適切な方法により速やかに関係児童・生徒、教職員や保護者も含め、多方面からの情報収集を行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意を払います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校の設置者の間で情報を共有し、連携して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童・生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。また、関係職員だけでなく、全ての教員が情報を共有し、学校全体で連携していじめの解消を図ります。

- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒の双方の保護者に報告します。
- 校長は、児童・生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要と認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

(5) 家庭との連携

- 児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教え、いじめをしない心を育む家庭教育に心がけるとともに、子どもの家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめの未然防止、早期発見に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、大磯警察署と連携し対処します。また、児童・生徒の生命、

身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに大磯警察署に通報し、適切に援助を求めます。

- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動を行います。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得るようにします。

(7) 地域との連携

- 職場体験、ボランティア体験等体験活動や行事等を通して、地域の関係団体や地域の人々とふれあう機会を充実し、地域で子どもを見守る人の輪を広げるよう努めます。

(8) 学校評価における留意事項

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込みの防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処（参考：P.19 重大事態発生時の対応について）

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対処します。

各学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態（法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、教育委員会を通じて町長に、重大事態の発生について報告するとともに、教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

- 重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として各学校が判断します。次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- ▶ いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・自殺を企図したり、自殺に至った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

 - ▶ いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。)
- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態とみなし、適切かつ真摯に対応します。

2 大磯町教育委員会及び学校による対処

(1) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生について町長に報告します。

教育委員会は、教育委員会の附属機関として設置する「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」の構成員のうち、「緊急支援委員」を招集し、事態への対処について協議するとともに、学校の実施する緊急対応を支援します。

また、教育委員会は、必要に応じて県教育委員会にも報告し、「学校緊急支援チーム」の派遣等、県の支援を要請します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

教育委員会又は学校は、法第 28 条の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、事実関係を明確にするための調査を行います。

① 調査の実施主体

調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、教育委員会において調査を実施します。

- ▶ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合
- ▶ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が行う調査は、教育委員会の附属機関として設置する「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」が中心となって実施します。

② 調査の目的

「事実を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査するようにします。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査経過及び結果の報告

学校又は教育委員会が実施する調査は、その途中経過を適時に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する総合教育会議に報告します。

また、学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、教育委員会が実施した調査は、直接、町長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

(5) 在校児童・生徒や教職員の心のケア

発生した重大事態の状況によっては、当事者以外の児童・生徒や教職員への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援が必要になることが考えられます。

学校又は教育委員会は、必要に応じて心理や福祉の専門家の支援を受け、適切に援助を行うようにします。

(6) 調査結果の公表

学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 大磯町長による再調査等

(1) 再調査の実施

学校で発生した重大事態について報告を受けた町長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本町では、法第 28 条に基づき学校又は教育委員会が実施した調査について、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると町長が認める場合、町長は「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」に再調査を指示します。

(2) 調査結果の報告

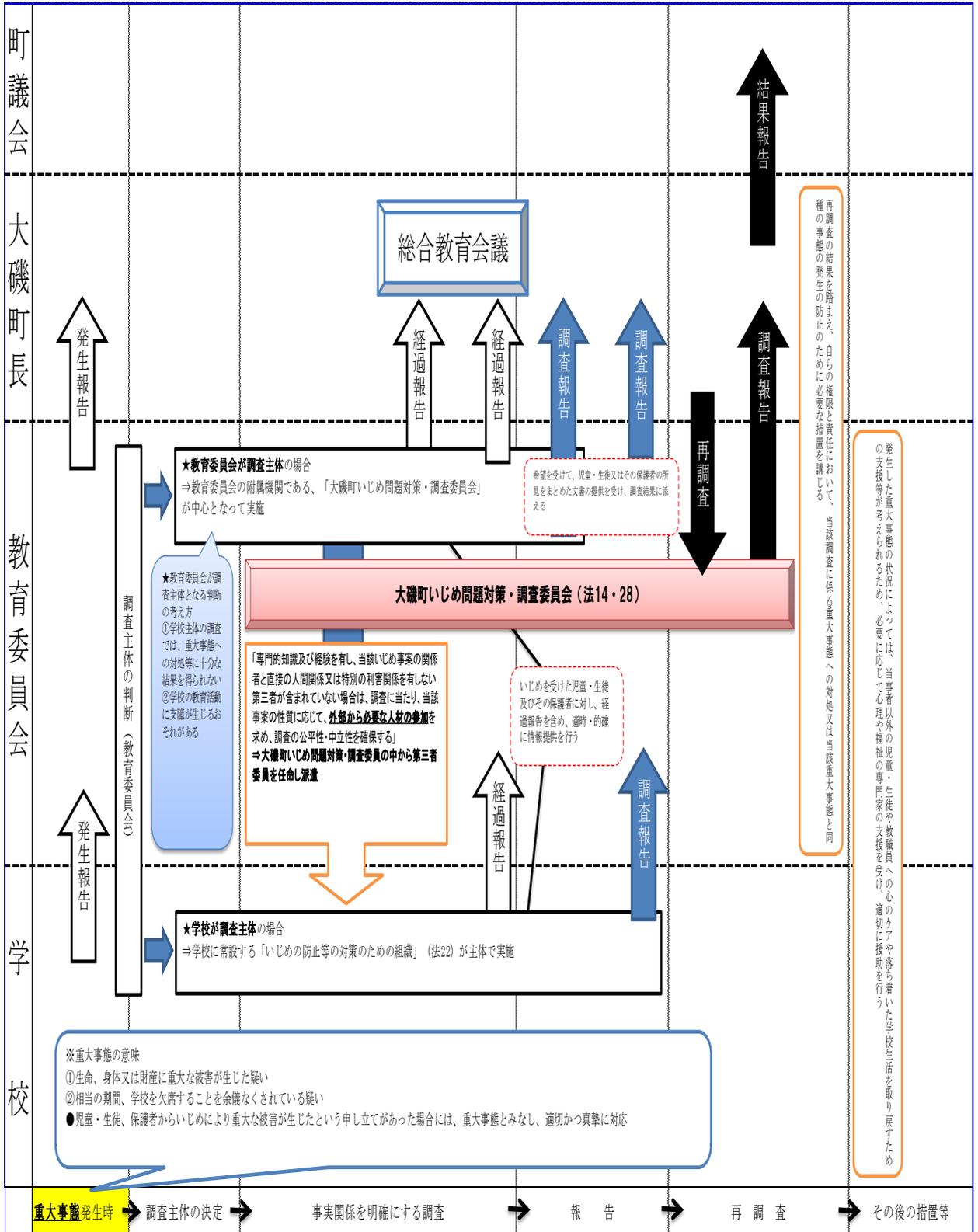
町長は、学校で発生した重大事態について再調査を指示したときは、

その結果を町議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

☆重大事態発生時の対応について



IV いじめの防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による状況の判断が可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教職員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認（アンケート調査や聞き取り調査等）
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進捗管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 大磯町いじめ問題対策・調査委員会

(1) 委員会の設置

法第 14 条第 3 項の規定により、町の基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行うとともに、法第 28 条第 1 項に基づき重大事態を明確にする調査を行うため、教育委員会に附属機関として「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」を設置します。

(2) 委員会の構成員

この委員会は、学校教育、家庭、地域の代表者と法、医療、心理や福祉の専門家等を構成員とします。具体的には、弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家、学識経験者、区長、民生委員児童委員、人権擁護委員、PTA 代表者等で構成します。

なお、構成員のうち、重大事態の発生に際し、事態への対処について教育委員会と協議するとともに、学校の実施する緊急対応を支援する役割を担う者を、教育委員会は「緊急支援委員」として指名できるものと

します。

また、いじめ問題等の事案の調査や調整を行う場合は、調査・調整の対象となる関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査・調整に当たることとし、公平性・中立性の確保に配慮します。

(3) 委員会の役割

- 町の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行います。
- いじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ります。
- 重大事態の発生に際し、事態への対処について教育委員会と協議するとともに、必要に応じて学校の実施する緊急対応を支援します。
- 重大事態が発生し、教育委員会が調査主体となる場合に、当該重大事態を明確にするための調査を実施します。